

# 国民年金 アドバイス

## 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときや病気や事故で障がいが残ったときの生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。国民年金は20歳以上60歳未満の方の加入が義務付けられています。

加入に伴い保険料の納付が必要ですが、経済的に納付が難しいときは、**納付猶予制度**や**学生納付特例制度**の申請を行いましょう。

### 国民年金の手続き

#### 「国民年金加入のお知らせ」などが届きます

- 日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせします。20歳になってからおおむね2週間以内に送付されます。(令和元年10月から、20歳になったときの国民年金加入の届け出は不要になっています)
- 20歳になってから約2週間程度経過しても「国民年金加入のお知らせ」が届かない人(※)は国民年金の加入手続きが必要なため、市役所または年金事務所で手続きをしてください。(※厚生年金加入者およびその扶養となっている配偶者は除きます)
- 同封される納付書で保険料を納めてください。(ご自身の生年月日の前日が含まれる月の分からの保険料)
- 保険料の納付は、金融機関、コンビニエンスストアのほか、電子納付もできます。口座振替やクレジットカード納付も可能です。
- 学生納付特例などを申請した方は、結果が出るまで納付は保留にしてください。

#### 「年金手帳」が届きます

- 年金手帳は、以下のようなときに必要になりますので、大切に保管してください。
  - ・保険料納付の確認
  - ・就職時の厚生年金への加入の手続き
  - ・将来の年金の受け取り など

- 問い合わせ先  
 小諸年金事務所 ☎0267-22-1082  
 市民課 国保年金係 ☎75-8810

# 税のワンポイントメモ

**Q1** 固定資産の名義を変えたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

**A1** 固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に課税されますが、固定資産の名義を変える場合は、長野地方務局上田支局で所有権移転登記等の手続きをとる必要があります。登記の完了後、長野地方務局上田支局から市へ通知がきますので、市へ連絡していただく必要はありません。

ただし、登記されていない家屋は、市役所での名義変更の手続きが必要ですので、「未登記家屋所有者変更(兼未登記家屋所有)届書」の提出をお願いします。

**Q2** 市内に固定資産を所有していますが、固定資産税が課税にならない場合がありますか。

**A2** 固定資産税には免税点という制度があります。市内に同一の人が所有する土地、家屋、償却資産それぞれの課税標準額(税額の基礎となる額)の合計額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

例えば、同一の人が市内に家屋を2棟所有されている場合、2棟の課税標準額の合計額が20万円未満であれば、家屋の固定資産税は課税されません。

- 問い合わせ先 税務課 資産税係 ☎64-5877

### 1月の納税 (納期限 1月31日)

- 国民健康保険税(普通徴収)(8期)
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)(7期)
- 介護保険料(普通徴収)(7期)

## ご芳志

ご寄附いただき、ありがとうございました。厚くお礼申し上げます(令和元年11月に寄附をいただいたものです)。

### 〈一般寄附金〉

(台風19号災害支援に対する寄附)・領収日順掲載

- ・(株)アクアプロダクト 様(20万円)
- ・岐阜県笠松町議会 議員一同 様(5万円)
- ・緑の学会 様(2,224円)
- ・(有)ワールドドリーム 様(30万円)
- ・荒井 茂雄 様(1,000万円)
- ・国際ロータリー第2600地区 東信第二グループ 様(30万円)
- ・(株)ウォーターエージェンシー 様(20万円)
- ・タカオ(株) 様(10万円)
- ・(株)ミマキエンジニアリング(従業員寄附含む) 様(100万円)
- ・共和化工(株) 様(5万円)

### 〈企業版ふるさと寄附金〉

(東御市湯の丸高原魅力ジャンプ・アップ・プロジェクト)

- ・(有)新工 様(100万円)

上記掲載については、同意をいただいた事項のみ掲載しています。

### ●問い合わせ先

台風19号災害支援に対する寄附  
総務課 財政係 ☎64 - 5901  
企業版ふるさと寄附金  
文化・スポーツ振興課 ☎75 - 1455

## なるほど The ごみ (gomi) No.162

### 天ぷら油のリサイクルにご協力ください

市では使用済みてんぷら油の拠点回収を行っています。回収されたてんぷら油は、塗料の原料にリサイクルされ、ごみの減量化につながりますので、拠点回収にご協力をお願いします。

### てんぷら油の出し方

- ①使用済みてんぷら油は油が入っていたプラスチック容器やペットボトルに入れてください。
- ②てんぷら油が漏れないようにキャップを閉めてください。
- ③回収場所にはパール缶が用意してありますので、油を入れた容器ごとパール缶に入れてください。※パール缶に油を直接入れないでください。



### 注意点

天ぷら油やサラダ油等、揚げ物に使用される食用油に限ります。水、ラード(動物脂)、灯油、エンジンオイル、機械油、油かすは入れないでください。飲食店等で使われた油は産業廃棄物ですので、回収対象外です。

### 回収場所・時間

回収場所	受入日	開設時間
市役所 生活環境課	開庁日	午前8時30分～ 午後5時15分
中央公民館(2階入口) 北御牧公民館	毎日	午前9時00分～ 午後10時00分
東部クリーンセンター	平日および 毎月第一日曜日	午前9時00分～ 午後3時00分
祢津公民館 和コミュニティセンター 滋野コミュニティセンター	平日(職員不在時 は施錠している場 合があります)	午前8時30分～ 午後5時15分

※年末年始の受入日については、市報とうみ12月号の21ページをご覧ください。

### ●問い合わせ先

生活環境課 クリーンリサイクル係 ☎63 - 6814

市からの災害情報を発信する  
メール配信@とうみをぜひご登録ください

☑ 配信情報 市内火災情報、災害情報、  
気象情報、不審者情報など

登録をご希望の方は下記メールアドレスへ空メールを!

**t-tomi@sg-p.jp**

配信情報は東御市ツイッターでも投稿しています

 **@tomisnsmaster**